

発表会
第3回
子どもなんでも発表会

市内の子もたちが舞台上で歌やピアノ演奏など色々な発表をします。

催し

(保険年金課)

自己負担限度額(月額)		外来 (個人ごとに計算)	外来+入院 (世帯ごとの限度額)
一定以上の所得がある方		40,200円	72,300円 (医療費が361,500円を超えた場合、超えた分の1%を加算)
一般		12,000円	40,200円
住民税非課税世帯等	低所得Ⅱ※	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ※	8,000円	15,000円

※低所得Ⅱ：同一世帯の全員が住民税非課税の方
※低所得Ⅰ：同一世帯の全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差引いたときに0円となる方

◇高額医療費支給制度

制度を維持し、安心して医療を受けられるよう、日頃から健康づくりにや上手な受診を心がけましょう。

会場
安曇川文化芸術会館

13時30分～16時45分(13時開場)

3月12日(日)

フォーラム
森とつながる
住まじづくりフォーラム開催



テレビ番組「建もの探訪」でおなじみの俳優・渡辺篤史氏を招いたフォーラムを開催します。

安全で快適な住まいは、誰もが求めるものです。特に最近、地域の気候風土に合った「近くの山の木」を使うことが、自然素材としても注目されています。また、「近くの山の木」を使うことは、地域の森林を豊かにすることにもつながります。高島の森とつながる住まいや暮らしについて、一緒に考えてみませんか。どなたでもご参加いただけます。多数のご参加をお待ちしています！

集い
朽木地区人権の集い

高島市人権教育推進協議会朽木支部では、次のとおり「朽木地区人権の集い」を開催します。

3月16日(木)
18時～19時30分

高島市文化交流施設
やまびこ館

演題「老老介護」

多くの皆様のご来場をお待ちしています。

3月5日(日) 13時～

安曇川公民館ふじのきホール

主催 安曇川町子ども会連合会
後援 高島市教育委員会
問い合わせ先 安曇川公民館 ☎(02)00003

その他 参加費無料・参加申し込みは不要です。

安曇川流域・森と家づくりの会
共催 高島市森林組合
後援 滋賀県高島県事務所・高島市・高島市教育委員会
問い合わせ先 安曇川流域・森と家づくりの会 ☎077(574)3225 (企画調整課)

楽集会
たかしま
子ども体験活動楽集会

今年度高島地域で行われた「たかしまっ子体験塾」「少年リーダー研修」「通学台宿」「放課後教室」等の子ども体験発表と講演会を行います。

3月21日(火) 祝日
14時30分～17時

アイリッシュパーク(高島市勝野)内 小ホール

第1回高島市少年剣道大会

市内の少年少女剣士が、剣道精神に則り心身の錬磨と相互の親睦を図る大会として開催します。剣道って何?という方、剣道を始めてみたい方や興味のある方はぜひ一度見学に来てください。

3月19日(日)
9時30分～試合開始

マキノ土に学ぶ里研修センター
問い合わせ先 マキノ教育分室 ☎(07)1131

◇身体障害者手帳(または、戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)
◇運転免許証(本人が運転しない場合は、常時介護される方の運転免許証が必要です)
◇自動車検査証
◇印鑑(認印可)
◇減免申請書(税務課にあります)
軽自動車の要件
4月1日現在で本人または生計を一にする方が所有している軽自動車。ただし、満18歳以上の身体障害者、戦傷病者の方については、軽自動車の所有者が障害者本人であること。
●減免に該当する障害の程度区分
税務課市民係までお問い合わせください。
●平成17年度に減免を受けられた方
申請書を送付しますので、支所でも申請手続きが出来ます。
※減免を受けられるのは、普通車・軽自動車を通じて1台のみです。自動車税の減免を受けられる場合は、軽自動車税の減免は受けられません。
問い合わせ先
税務課 市民係
☎(25)8116

県税
県税からのお知らせ

農業用免税軽油の受付・交付手続きについて
高島県事務所では、農業用に軽油を使用されている方を対象に各地区で受付を行います。

対象地区	場所	受付日時	交付日時
高島市 朽木	高島市朽木支所(3階会議室)	3月1日(水) 11:00～14:00	3月13日(月) 9:30～11:30
高島市 マキノ町	土に学ぶ里研修センター(研修室)	3月2日(木) 9:30～14:00	3月14日(火) 13:30～15:30
高島市 今津町	今津北コミュニティセンター(1階会議室)	3月3日(金) 9:30～14:00	3月14日(火) 9:30～11:30
高島市 旧高島町	高島市高島支所(2階会議室)	3月6日(月) 9:30～14:00	3月13日(月) 13:30～15:30
高島市 新旭町	高島市役所(2階和室)	3月7日(火) 9:30～14:00	3月15日(水) 9:30～11:30
高島市 安曇川町	藤樹の里ふれあいセンター(2階カサヤホール)	3月8日(水) 9:30～15:00	3月15日(水) 13:30～15:30

◎申請に必要なもの
・免税軽油使用者証(以前から交付を受けている方)
・印鑑(共同申請の場合は使用者全員の印鑑)
・昨年の免税軽油の購入伝票と、「免税軽油の引取り等に係る報告書」
・今年度耕作される田畑の面積。
・次の方は、申請手数料420円が

保険
ご存じですか?
老人保健制度

1 老人保健で医療を受ける方
・75歳以上の方
・昭和7年9月30日以前に生まれた方

2 お医者さんにかかったときの費用(自己負担割合)
所得に応じてかかった医療費の1割または2割を負担します。
一般 1割
一定以上の所得がある方 2割
(注)一定以上の所得がある方とは、

必要です。
●初めて免税証交付を受ける方
●免税軽油使用者証の更新や変更がある方
使用する農業機械の名称、型式、馬力数を調べておいてください。
◎交付時に必要なもの 印鑑
◎高島県事務所税務課での申請は事務の都合により免税証の交付が遅れることがありますので、出来る限りこの機会に申請手続きをしてください。
問い合わせ先
滋賀県高島県事務所税務課
☎(25)6018

現役世代の平均的収入以上の所得がある方を指します。
〈年収例〉
・単独世帯の場合(年金収入+給与収入等) Ⅱ 約484万円以上
・夫婦二人世帯の場合(年金収入+給与収入等) Ⅱ 約621万円以上

3 高額医療費の支給
1か月の医療費の負担が下表の限度額を超えたとき、申請により超えた分の払い戻しが受けられます。(申請を1回すると、以降はその都度申請しなくても、高額医療費に該当する場合には自動的に指定口座に振込まれます。)

4 医療費を大切に
病いやケガをしたとき、保険証を持っていけば、医療費の一部を医療機関の窓口で負担するだけで必要な医療を受けることができるのは、国が国民皆保険制度をとっているからです。
ところが、高齢化などにより医療費が増加し、医療保険の財政が厳しい状況になっています。
特に、高齢になると生活習慣病など慢性的な病気が増えるため、高齢者の医療費は増える傾向にあります(老人医療費は、一般被保険者の医療費の約4倍もかかっています)。
高齢社会に適應できる医療保険